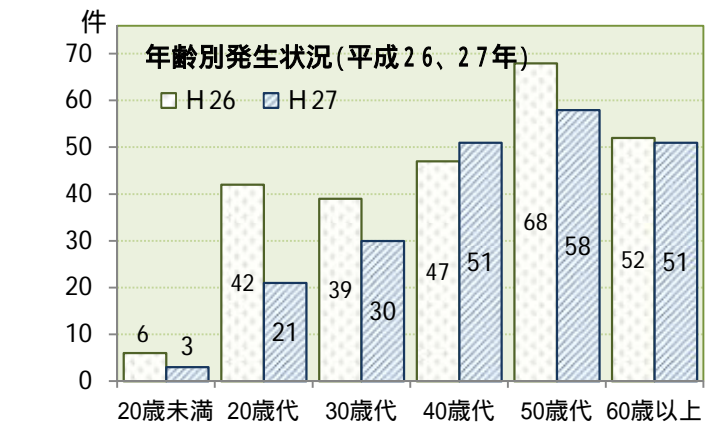
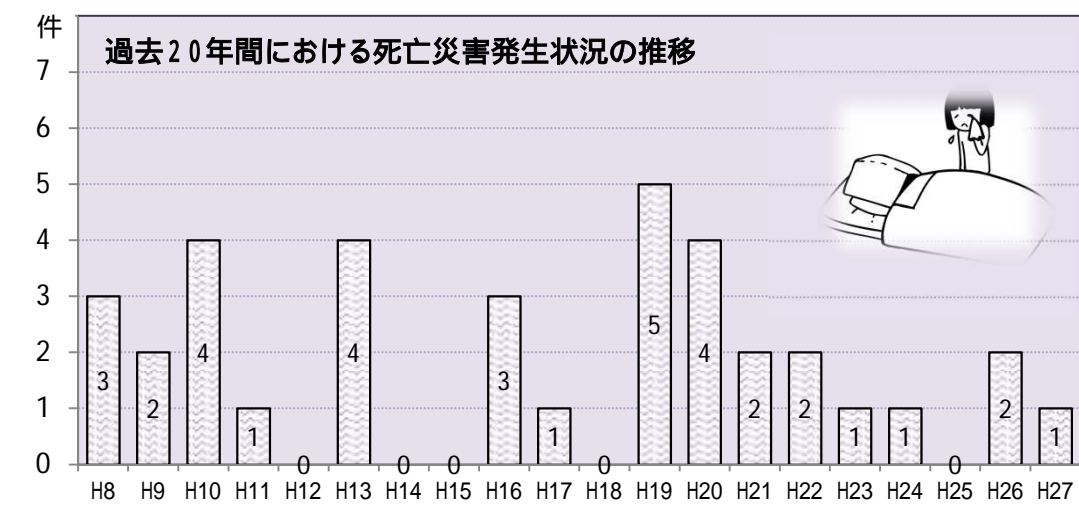
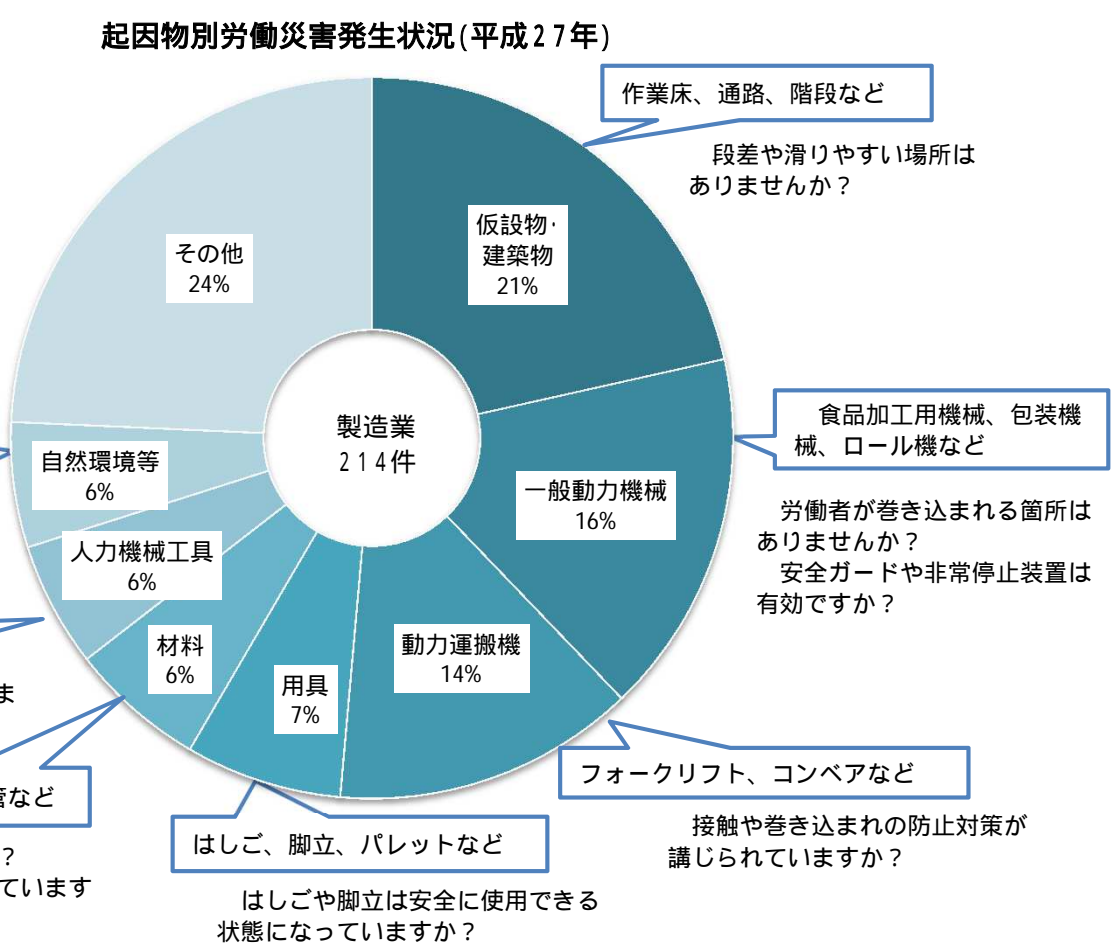
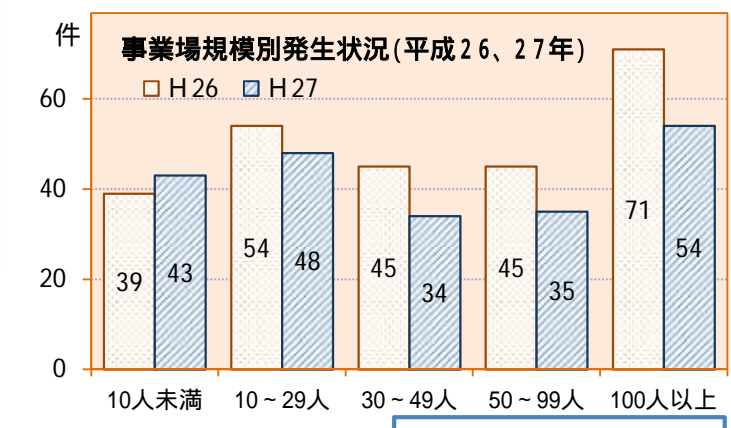
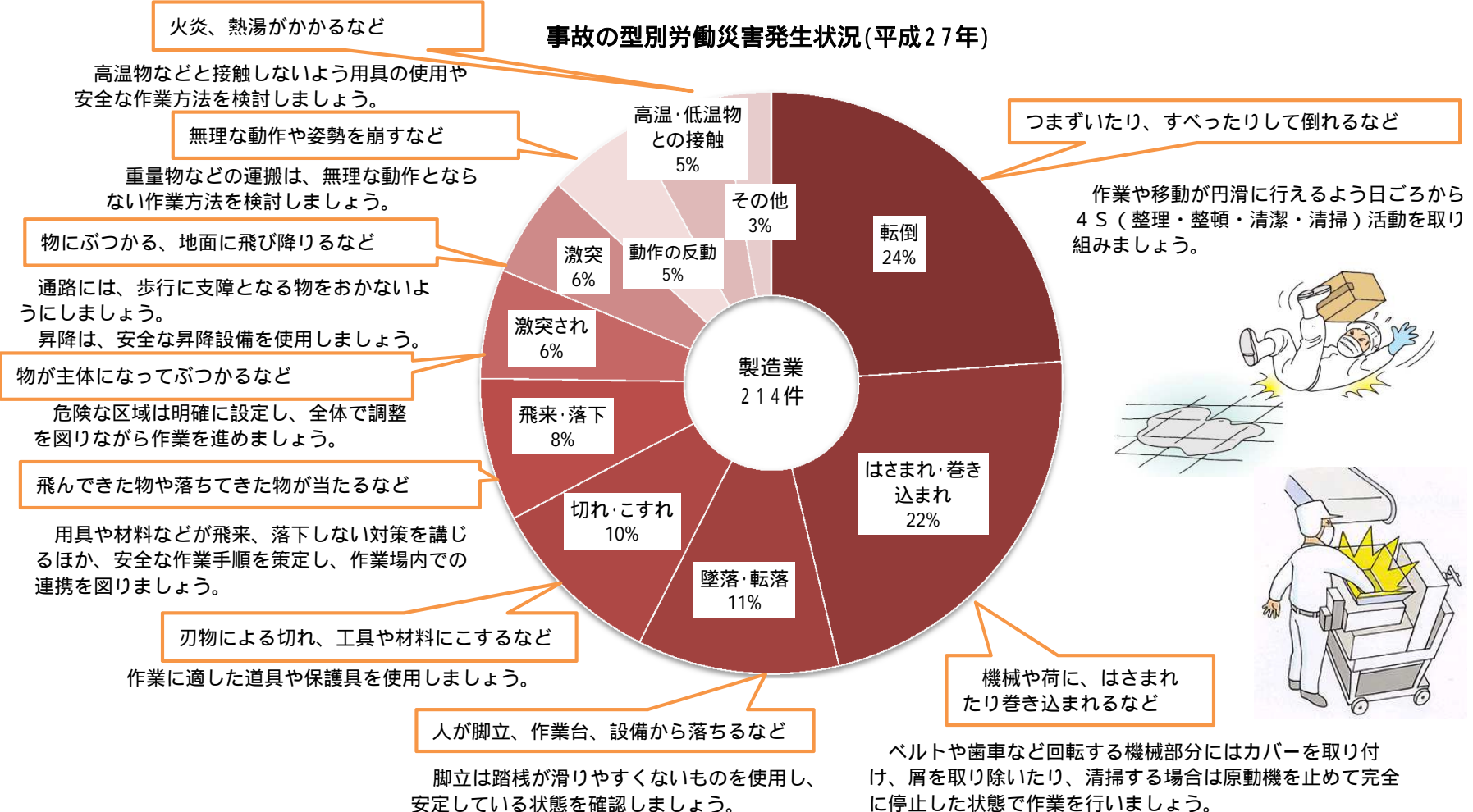
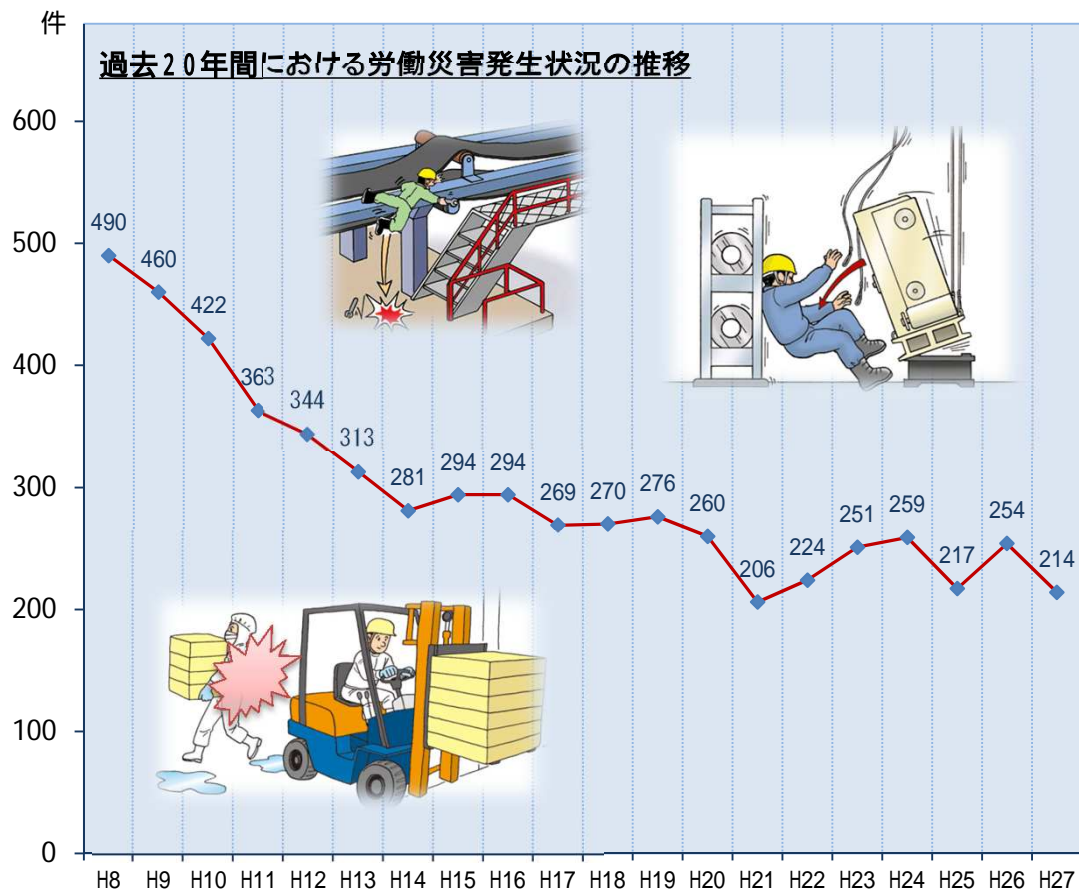


青森労働局管内の製造業における労働災害(休業4日以上)統計資料 平成28年度版



お知らせ事項等
 転倒災害が多く発生していることから、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
 厚生労働省ホームページで掲載しているチェックシート等を活用し、安全な環境を整えましょう。
 平成25年10月1日から食品加工用機械に係る労働安全衛生規則が施行され、機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用などが義務付けられていますので、総点検を行いましょ。

暑熱な気象、寒冷による凍結など
 季節に応じて熱中症対策または防寒対策が講じられていますか？

レンチ、ナイフなど
 使用中に無理な動作はありませんか？

角材、板材、単管など
 整理整頓していますか？
 崩れないように緊結していますか？

作業床、通路、階段など
 段差や滑りやすい場所はありませんか？

食品加工用機械、包装機械、ロール機など
 労働者が巻き込まれる箇所はありませんか？
 安全ガードや非常停止装置は有効ですか？

フォークリフト、コンベアなど
 接触や巻き込まれの防止対策が講じられていますか？

はしご、脚立、パレットなど
 はしごや脚立は安全に使用できる状態になっていますか？

ベルトや歯車など回転する機械部分にはカバーを取り付け、屑を取り除いたり、清掃する場合は原動機を止めて完全に停止した状態で作業を行いましょ。

つまずいたり、すべったりして倒れるなど
 作業や移動が円滑に行えるよう日ごろから4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を取り組みましょ。

機械や荷に、はさまれたり巻き込まれるなど

火炎、熱湯がかかるなど
 高温物などと接触しないよう用具の使用や安全な作業方法を検討しましょ。

無理な動作や姿勢を崩すなど
 重量物などの運搬は、無理な動作とならない作業方法を検討しましょ。

物にぶつかる、地面に飛び降りるなど
 通路には、歩行に支障となる物をおかないようにしましょう。
 昇降は、安全な昇降設備を使用しましょ。

物が主体になってぶつかるなど
 危険な区域は明確に設定し、全体で調整を図りながら作業を進めましょ。

飛んできた物や落ちてきた物が当たるなど
 用具や材料などが飛来、落下しない対策を講じるほか、安全な作業手順を策定し、作業場内での連携を図りましょ。

刃物による切れ、工具や材料にこするなど
 作業に適した道具や保護具を使用しましょ。

人が脚立、作業台、設備から落ちるなど
 脚立は踏棧が滑りやすいものを使用し、安定している状態を確認しましょ。